

投資信託「定時定額購入サービス」

米沢信用金庫の投資信託は、毎月の積立による「定時定額購入サービス」をご用意。
「定時定額購入」により「時間分散」、コツコツと長期的な資産形成にお役立てください。

● 毎月3千円からできます。

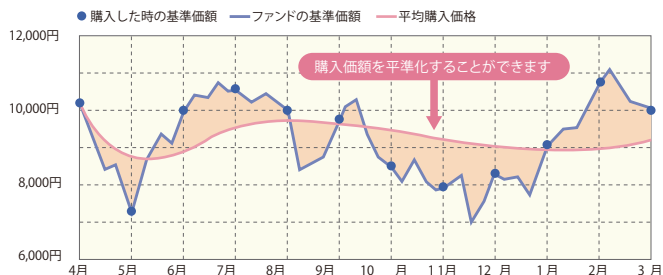
月々3千円から1千円単位で定期的にご購入できます。
また、年6回まで増額月の設定もできます。
※投信インターネットサービスの場合は毎月1千円からとなります。

● ご購入は便利な自動引き落とし。

はじめの手続きだけで、あとは毎月自動的に預金口座から購入資金を引き落して購入します。都度のお申込やご来店の必要がありません。

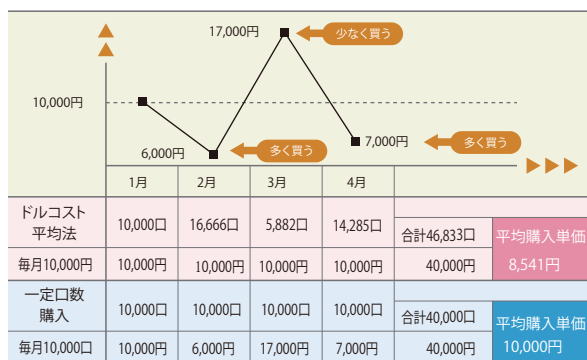
購入価額を平準化

下のグラフは、仮のファンドを想定して、その基準価額の変動によりどう変化するかを一般的な例で示したものです。上昇時には「もっと上がるかも」と考え、購入意欲が湧き、下落時には「また下がるかも」と考え、購入意欲がそがれるかもしれません。しかし、定期的に一定金額を買付する方法で購入すれば、一時的な基準価額の変動に左右されるリスクを抑えることができ、購入価額を平準化することができます。



ドルコスト平均法

ドルコスト平均法とは、定期的に一定の金額で価格変動商品（有価証券など）を購入していく投資方法です。有価証券等へ投資する場合、価格が安いのはどの時点であるかを判断することは非常に難しいものです。ドルコスト平均法ならば毎回一定の金額で投資信託を購入するので、基準価額が高い時には少ない口数、反対に基準価額が安い時には多くの口数を購入することになり、一定の口数を購入していくよりも平均購入単価を安定化させる効果が期待できます。



※上記の数字はあくまでも仮定であり、将来の成果をお約束するものではありません。
※上記の例では購入時手数料等は考慮していません。
※「ドルコスト平均法」は将来の成果をお約束したり、相場下落時における損失を防止するものではありません。

■ 投資信託「定時定額購入サービス」概要

ご利用いただける方	●個人のお客さまに限りします。
ご購入方法	●毎月ご指定の振替日の翌々営業日に指定された銘柄の投資信託を購入します。ただし、ご購入日当日が当金庫の休業日にあたる場合、あるいは、銘柄ごとに投資信託会社が定める購入不可日にあたる場合は、その翌営業日ご購入となります。 ●振替金額は年6回まで増額することができます。
ご購入金額	●銘柄ごとに、毎月3,000円以上、1,000円単位でご指定ください。 (※投信インターネットサービスの場合は) 毎月1,000円以上、1,000円単位 ●年6回の増額月をご指定される場合は、毎月の振替金額に追加する金額を1,000円単位でご指定ください。
ご購入日	●毎月の投資信託ご購入代金引落日（1日、5日、10日、15日、20日、25日）をご指定ください。 (購入日を同一として複数の銘柄をお申込みの場合、実際のご購入日が複数の日に分かれる場合があります。)
ご購入代金の引き落とし	●ご購入代金は振替日に、引落指定口座から引き落しいたします。 ●残高不足等によりご購入代金の引き落としができない場合は、当該月の購入は行いません。 ●引落指定口座が貸越になる場合は、引き落としおよび当該月の購入は行いません。 ●複数の銘柄を同一のご購入日にて購入される場合、また、異なるご購入日でも、休業日や購入不可日の関係で実際の引落日が同一日にあたった場合、合計の金額にて引き落としができない場合は、そのいずれかの銘柄を買付けるかは当金庫の任意とします。
換金方法	●投資信託を換金する場合には、別途換金申込書をご提出ください。 ●換金のお申込みは営業日であればいつでもできますが、代金のお支払いは銘柄ごとに異なりますので、目論見書にてご確認ください。(ただし、銘柄によっては換金のお申込みができない日もあります。)
引落指定預金口座	●ご指定いただけるのは本サービスのお申込人本人の預金口座（投信取引口座にご指定の口座）に限りします。
手数料	●本サービスに対してはかかりませんが、銘柄ごとに別途定められた手数料ならびに手数料にかかる消費税および地方消費税を、毎月のご購入の際に、引き落とし金額から差し引かせていただきます。
その他	●本サービスの終了、銘柄ごとの購入の終了、あるいは購入金額・引落口座等の変更を希望される場合は、振替日の7営業日前までに当金庫所定の用紙により申し出ください。 ●対象銘柄の償還等の事由により、追加購入ができなくなった場合には、本契約を終了する場合があります。



米沢信用金庫

<http://www.shinkin.co.jp/yonezawa/>

本店営業部 (0238) 22-3430
東支店 (0238) 22-3437
北支店 (0238) 23-3435
西支店 (0238) 23-3297

南支店 (0238) 23-9058
御廟支店 (0238) 22-0001
中田支店 (0238) 37-5888
通町支店 (0238) 24-3113

赤湯支店 (0238) 43-2640
長井支店 (0238) 84-6851
高畠郷野目支店 (0238) 57-4520
川西支店 (0238) 42-2255

山形支店 (023) 641-3223

● 投資信託に関するご注意事項

- 投資信託は預金、保険契約ではありません。
- 投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 当金庫が取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社が行います。
- 投資信託は元本および利回りの保証はありません。
- 投資信託は、組入有価証券等の価格下落や組入有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
- 投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客様に帰属します。
- 投資信託のご購入時には、買付時の1口あたりの基準価額(買付価額)に、最大3.3%の購入時手数料(消費税込み)、約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.50%の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料等とは別に投資信託の純資産総額の最大年約1.98%(消費税込み)を信託報酬として、信託財産を通じてご負担いただきます。その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)等をご覧ください。なお、投資信託に関する手数料の合計は、お申込金額、保有期間等により異なりますので表示することはできません。
- 投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。
- 投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフ(書面による解除)の適用はありません。
- 投資信託のご購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面等を必ずご覧ください。投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面等は当金庫の投資信託取扱店窓口等にご用意しております。
- 当資料は当金庫が独自に作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

商号等：米沢信用金庫 登録金融機関 東北財務局長(登金)第 56 号

本店営業部 (0238) 22-3430
東支店 (0238) 22-3437
北部支店 (0238) 23-3435
西部支店 (0238) 23-3297

南支店 (0238) 23-9058
御廟支店 (0238) 22-0001
中田支店 (0238) 37-5888
通町支店 (0238) 24-3113

赤湯支店 (0238) 43-2640
長井支店 (0238) 84-6851
高畠糠野目支店 (0238) 57-4520
川西支店 (0238) 42-2255

山形支店 (023) 641-3223